

悪質な点検・清掃業者【宅地内排水設備】にご注意！

ください

■ 悪質「点検商法」！！

- * 宅地内排水設備(排水管・私設ます)の点検や清掃などの名目で、市役所の関係者のように装い、強引な営業活動を行ったり、中には、高額な修理費用の請求や不具合部分の手直しを迫ったりといった手口を使う業者が多発しています。

■ 鎌ヶ谷市では！！

- * 市では、個人所有となる宅地内排水設備の点検や清掃などを行ったり、業者にそのような指示をすることはありません。
- * 市の職員からのお願いや訪問をする場合は、事前に皆さんへご連絡するか文書による通知を行います。また、訪問する場合は必ず身分証明書を携帯しています。

■ トラブルを避けるには！！

- * 宅地内の排水設備は皆さんが管理するものです。業者の言いなりになる必要はありません。
- * その場ですぐに契約はせず、家族や信頼できる方に相談して下さい。
- * 複数の業者から見積りを取り、契約の内容を十分に検討することをおすすめします。
- * 身分証明書を確認し、会社名、担当者名、連絡先を控えるようにしましょう。

■ 公共下水道への切替工事の訪問営業について

- * 公共下水道の整備が完了し、公共下水道が利用可能になると宅地内排水設備業者が切替工事の営業に来ることがあります。
- * 公共下水道への切替工事は、鎌ヶ谷市の指定を受けた業者でなければ施工することができません。鎌ヶ谷市では、ホームページ内で排水設備指定工事店一覧表を公開しておりますので参考として下さい。

■ 問い合わせ先

下水道課 建設管理係 : 電話 047-445-1486(直通)
FAX 047-445-1155